

3 いじめ防止基本方針

下関小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を見逃さないことを目指して行われなければなりません。

本校では、いじめ対策防止委員会を設置し、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるように指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会等によるいじめ防止の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等）等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 児童理解と環境づくり

- ・いじめや児童理解に関する校内研修を行い、児童の心の動きをつぶさに捉え、受け止めるように努めます。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・「あ（あいさつ）さ（さそいあい）が（がんばり）お（おもいやり）運動」を中心に、共感的な人間関係を築きます。
- ・異年齢集団による清掃活動、児童会活動（全校集会、ボランティア活動、ふれあいタイム等）、各種行事（運動会、学習発表会、全校遠足等）等を利用して、互いを思いやる心や協力する心を育みます。
- ・Q-U調査(学級診断尺度調査)を生かし、望ましい学級集団をつくります。
- ・各学期に、いじめに関する道徳科の学習・学級活動を実施します。

- ・インターネットによるいじめ防止に関する授業を実施し、情報モラルを身に付けることができるように指導の充実を図ります。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳科の授業で、いじめに関する教材を取り扱います。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。
- ・構成的グループエンカウンターを取り入れ、好ましい人間関係を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が「あさがお運動」を推進し、「さそいあいウィーク」等の活動を通して、思いやりの心を育てます。
- ・あったか言葉（感謝、励まし、ねぎらい、称賛等）のよさを考え合い、互いが広めていくことができるようにします。
- ・ボランティア活動や縦割り活動を行い、自己評価や相互評価により、自己有用感や自己肯定感を育んだり、他者理解を深めたりします。

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・PTA、自治会及び芳野中学校区の小中学校と連携し、現状と課題の情報交換を行い、解決策を探ります。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、チームを組んで早期解決に向けて的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・日記や連絡帳等によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を構築するとともに、迅速に対応します。
- ・けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の把握に努め、児童の感じる被害性に着目して対応します。また、児童がいじめと認識していない場合であっても、様々な状況を考慮し、慎重に対応します。
- ・あらゆる機会を通して児童と積極的に触れ合い、SNS等のネット上の問題も含め、情報を集め、いじめ対策委員会等教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

② アンケート調査

- ・いじめ実態調査（心のアンケート・Q-U）を定期的に行います。（必要に応じて無記名式アンケートを行い情報を収集）児童の悩みや人間関係を把握し、指導・支援に生かします。

③ 教育相談

- ・児童一人一人との面談を実施します。
- ・全教職員が積極的に声をかけ、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- ・担任や担任以外の教師への相談がしやすいように、期間を設けて相談ポストを設置します。相談内容は記録しておき、必要に応じて全教職員で共通理解あるいは協議する機会をもつようにします。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の心身の安全を確保し、いじめ防止対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で対応せず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめと同等の行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者やサイト運営者に連絡し、直ちに削除します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめを単に謝罪をもって安易に解消とせず、①少なくとも3ヶ月以上いじめに関わる行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって「解消している」状態とし、対応します。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・学校と家庭が連携して児童の変化を定期的を確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、継続して支援します。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、自分事として考えられるように指導を行います。

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 校内研修（共通理解） 授業（いじめに関する道徳・学活） 	10	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 いじめ防止対策委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教室の実施 アンケート調査 いじめ防止対策委員会 	11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 アンケート調査 いじめ防止対策委員会 児童会「誘い合いウィーク」
6	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 アンケート調査 児童会「さそいあいウィーク」 いじめ防止対策委員会 	12	<ul style="list-style-type: none"> Q-U調査 人権週間 いじめ防止対策委員会 心のアンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> Q-U調査 いじめ防止対策委員会 問題行動等調査の分析 心のアンケート 	1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 授業（いじめに関する道徳・学活）
8	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 （事例研究・多面的児童理解等） 	2	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 心のアンケート いじめ防止対策委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 授業（いじめに関する道徳・学活） 	3	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の結果集計、考察 いじめ防止対策委員会

※適宜、児童を対象に無記名アンケートを行う。

5 評価と改善

- 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- 基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じて見直しを行います。